



福岡医発第413号(地)
平成30年 5月 7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療法人会計基準について (Q & A)

今般、標記の件に関しまして、別添のとおり福岡県保健医療介護部長より周知依頼がありました。

本件は、医療法人の会計処理の基準について、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号。)及び「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」(平成28年医政発0420第5号。)により示されたところでありますが、その取り扱いにつきまして、別添のとおり、Q & Aがとりまとめられたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
副会長 山下拓郎

30医指第209号

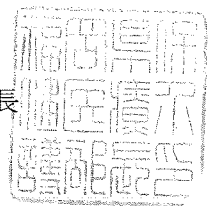
平成30年4月16日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県医療法人協会

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



医療法人会計基準について (Q&A)

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添(写)のとおり通知がありましたのでお知らせします。

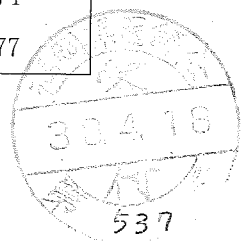
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277





事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県医政主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人会計基準について（Q&A）

今般、医療法人の会計処理の基準について、「医療法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 95 号。以下「医療法人会計基準」という。）及び「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 28 年医政発 0420 第 5 号。以下「運用指針」という）により示されたところでありますが、その取り扱いにつきまして、別添のとおり、Q&A をとりまとめましたので、ご連絡いたします。



医療法人会計基準について (Q & A)

【医療法人会計基準の適用及び法定監査の対象となる規模の判断の基準となる年度について】

Q 1 医療法施行規則第 33 条の 2 において、医療法人会計基準の適用及び法定監査の対象となる規模の判断の基準は以下の通りに規定されている。

法第 51 条第 2 項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 最終会計年度（事業報告書等につき法第 51 条第 6 項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上である医療法人
- 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 10 億円以上である社会医療法人
- 三 社会医療法人債発行法人である社会医療法人

この規定における「最終会計年度」とは、直前の会計年度という理解でよいのか。

A ご指摘のとおり「最終会計年度」とは、直前の会計年度となる。

例えば、3 月末決算の医療法人の場合、×1 年 4 月 1 日から開始する会計年度が医療法人会計基準の適用及び法定監査の対象となるかどうかは、×1 年 3 月 31 日時点の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額によって決まることになる。

【期中で社会医療法人となった会計年度の取り扱いについて】

Q 2 3 月 31 日決算日の医療法人が、×1 年 10 月 1 日に社会医療法人の認定を受けた場合、×1 年 4 月 1 日から×1 年 9 月 30 日まででいったん会計年度を区切って決算処理をしなければならないか。

また、その場合において医療法人会計基準の適用及び法定監査の対象となる規模の判断の基準はどのようになるのか。

A 当該会計年度において、社会医療法人の認定の前後の期間を通算して事業報告書等を作成する。

【前々会計年度の計算書類が存在しない場合の簡便的な会計処理の適用について】

Q 5 当医療法人は、医療法人会計基準の適用となる医療法人であるが、前年度において新規に設立されたため、前々会計年度の計算書類は存在していない。このような場合、簡便的な会計処理の適用の可否はどのように判定すればよいのか。前々会計年度の計算書類によって負債総額が算定できるようになるまでは暫定的な取扱いとして簡便的な方法を採用することは認められるのか

A 前々会計年度の計算書類によって負債総額が算定できるようになるまでは暫定的な取扱いとして簡便的な方法を採用することが認められる。なお、その旨を注記事項において明確に説明することは必要となる。

【特定の会計年度のみ負債総額が 200 億円以上となる場合の簡便的な会計処理の適用について】

Q 6 運用指針では、前々会計年度末の負債総額が 200 億円未満の場合においては、一部に簡便的な会計処理の採用が容認されている。

当医療法人は、前々会計年度末（X 1 年度末）は、負債総額が 200 億円以上となっているが、前会計年度末（X 2 年度末）は負債総額が 200 億円未満となっている。当会計年度末（X 3 年度末）も負債総額が 200 億円未満となる予定であり、次年度末（X 4 年度末）以降も負債総額が 200 億円未満となることが継続される見込みである。

このような場合も当年度（X 3 年度）は原則的な方法を適用しなければならないのか。

A 前々会計年度末（X 1 年度末）の負債総額が 200 億円以上となっている場合には、当会計年度（X 3 年度）においては運用指針に従って原則的な方法を適用する。

負債総額が 200 億円以上となり、いったん原則的な方法を適用した場合には、前々会計年度の負債総額が 200 億円未満となった場合であっても、簡便的な方法へ変更することは認められない。

【負債総額が 200 億円以上となる会計年度末と 200 億円未満となる会計年度末が不規則に生じる場合の簡便的な会計処理の適用について】

Q 7 運用指針では、前々会計年度末の負債総額が 200 億円未満の場合においては、一部に簡便的な会計処理の採用が容認されている。

当医療法人は、負債総額が 200 億円以上となる会計年度末と 200 億円未満となる会計年度末が不規則に生じる傾向にある。

このような場合も、前々会計年度の負債総額が 200 億円未満となっているか否かに従って、原則的な方法と簡便的な方法を会計年度によって選択適用すればよいのか。

【有形固定資産の貸借対照表の表記について】

Q 9 医療法人会計基準第 10 条において、有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表とすると規定されており、同基準の貸借対照表の様式において、有形固定資産の減価償却累計額は直接控除形式による表記となっている。

有形固定資産を直接控除形式により表示した場合において、控除した減価償却累計額は注記する必要はないのか。

また、間接控除形式による表記は認められないのか。

A 有形固定資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合の注記について明示されていないが、医療法人の財政状態を明らかにするために必要な事項であり、控除した減価償却累計額について注記する必要がある。

貸借対照表の様式は例示であり、必要に応じて勘定科目の追加・削除が認められている。また、有形固定資産を直接控除形式、間接控除形式のいずれで表記した場合においても、貸借対照表で表される医療法人の財政状態に相違はないことから、間接控除形式による表記も認められる。

【リース資産及びリース債務の貸借対照表における表示方法について】

Q 10 医療法人会計基準及び運用指針においては、資産計上されるリース資産及びリース債務について特に明記されていないが、どのように表示すればよいか。

A 資産計上されるリース資産については、原則として有形固定資産、無形固定資産に属する各科目に含めて表示することになるが、医療法人会計基準における貸借対照表の様式（様式 1 号）の注書きにおいて「別に表示することが適当と認められるものについては、当該資産、負債、純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げない」とされていることから、例えばリース資産を有形固定資産と無形固定資産に区分した上で、それぞれ一括して「リース資産」として計上することも認められる。

また、リース債務についてはリース取引に関する会計基準（平成 19 年 3 月 30 日企業会計基準委員会）を適用して、原則として流動負債または固定負債に「リース債務」として計上することになる。

【改正された退職給付に係る会計基準の適用について】

Q 11 当医療法人は、退職給付会計の適用については原則法を採用する予定である。ところで、運用指針 12「引当金の取扱いについて」においては、退職給付引当金は「退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）」に基づいて計算する旨が規定されている。

原則法適用時の金額を注記する必要があるのか。

A 退職給付引当金の計上において簡便法を採用した場合に、別途原則法を適用した場合の金額を注記する必要はない。

【特定目的積立金について】

Q15 運用指針14「積立金の区分について」の④において「特定目的積立金を計上する場合には、特定目的積立金とする金額について、当該特定目的を付した特定資産として、通常の資産とは明確に区別しなければならない。」とされている。

特定目的積立金の積み立てにより対応する特定資産の設定において、特定目的積立金の金額と同額を特定目的積立金の積み立てと同時に設定しなければならないか。数年間に渡って分割して設定することは認められるのか。

A 特定資産は、特定目的積立金の積み立て実施年度の遅くとも翌年度において設定する必要がある。

【圧縮記帳の選択適用について】

Q16 運用指針19において、医療法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合の会計処理について「固定資産の取得に係る補助金については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する。」とされている。

医療法人が固定資産の取得に係る補助金を受け入れた場合には、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳することが強制されるのか。税務上の恩典を受けずに圧縮記帳しないことも選択可能となるのか。

また、社会医療法人の場合も、固定資産の取得に係る補助金を受け入れた場合には、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳することが求められるのか。

A 税務上の恩典を受けるために圧縮記帳を行う場合において、直接減額方式又は積立金経理のいずれかの方式により圧縮記帳を行っていることを医療法人会計基準第3条第5号「その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項」として注記することが求められているものであり、税務上の恩典を受けずに圧縮記帳を選択しない場合には直接減額方式又は積立金経理が求められているものではない。

また、社会医療法人が固定資産の取得に係る補助金を受け入れた場合に、税務上の恩典を受けるために圧縮記帳を行う必要がない場合には、直接減額方式又は積立金経理が求められるものではない。

は、継続適用を否定することまで求めるものではない。

なお、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準に限らず、医療法人会計基準に記載のない会計基準について、適用しないことにより財務諸表の利用者が誤解を招く恐れがある場合には、適用の必要性について監査人と十分協議することが必要となる。

【関係事業者に関する注記について】

Q 2 0 関係事業者に関する注記について、注記する取引の単位はどのように考えればよいか。関係事業者に該当する相手方との取引については1件毎で開示対象か否かを判定するのか、それとも年間の取引総額で判定するのか。

A 関係事業者との取引が複数ある場合については、原則として契約単位に基づく取引の累計額で開示対象となるか否かを判定することとなる。

例えば、不動産賃貸借取引については、建物賃貸借契約、土地賃貸借契約等の契約単位に基づく年間の賃借料総額、業務委託取引については、清掃委託契約、給食委託契約等の契約単位に基づく年間委託料総額で判定することになる。

【持分のない医療法人への移行時の会計処理について】

Q 2 1 いわゆる持分の定めのある医療法人の出資者全員が持分を放棄し、いわゆる持分の定めのない医療法人へ移行した場合の純資産の部の会計処理はどのようにするのか。

A いわゆる持分の定めのある医療法人の出資者全員が持分を放棄し、いわゆる持分のない医療法人へ移行した場合には、原則として評価換算差額等を除くすべての純資産は設立等積立金として処理する。

ただし、税務上の取り扱いで取崩しが規定されている積立金・準備金については、そのまま引き継ぐことになる。

なお持分の放棄により、法人にみなし贈与税が課される場合には、贈与税額を設立等積立金より減額し、未払計上することになる。